



## 面積等が増加する場合

増築や建物と建物を渡り廊下・庇で接続する場合は、面積や階数が増加する他に、耐火構造や準耐火構造に該当しなくなる場合があります、消防用設備の設置基準が厳しくなることがあります。



建物に庇を取り付ける、木造の倉庫を建物と接続するなどの場合も、新たに消防用設備の設置が必要となることがあります。

## 用途を変更する場合

不特定多数の方が利用する飲食店、物品販売店や避難が困難な方が利用する病院、社会福祉施設などが、新たにビル全体やテナントに入る場合は、消防用設備の設置基準が厳しくなることがあります。

新しく事業所等をオープンする場合には、「**防火対象物使用開始（変更）届出書**」を使用開始の7日前までに、**消防署に届け出る必要があります。**



## 窓にフィルムなどを貼り付ける場合

火災時の避難や消火活動のしやすさは、窓や扉などの大きさ、種類によって大きく変わります。窓などが小さい階は、逃げ道が少なく、煙が溜まりやすくなり危険度が増します。

消防法令では、このような階を「無窓階」と規定し、消防用設備の設置基準が厳しくなることがあります。



窓にフィルムなどを貼り付ける他に、窓に格子を設置する、窓をリフォームする、窓の前に大きな棚などを設置する場合なども無窓階になる可能性があります。

これらのいずれかに該当する場合は、**新たに自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の設置が必要となる場合があります。**火災が発生した場合、設置が必要な消防用設備が設置されていないと、ビルなどを利用する方々の危険性が増します。上記に該当する場合は、必ず建物を管轄している消防署へ相談するようにお願いします。

なお、**消防法令に違反した場合は、違反情報を尼崎市のホームページに掲載**することがあります。また、**消防法に基づく命令や告発による罰則**を受けることがあります。

### 【お問い合わせ先】

尼崎市消防局予防課 06-6481-3964

中消防署 06-6401-0119

西消防署 06-6411-0119

武庫分署 06-6431-0119

東消防署 06-6494-0119

北消防署 06-6421-0119

園田分署 06-6492-0119